

# 交通事故で父母を亡した

## 児童の養育に月三千元

(交通遺児手当)

交通遺児を養育する保護者に月額三千元(遺児一人当り)が支給されています。

この制度は、乳児から義務教育を終了前の子供を持つ父母が交通事故で死亡し、又は廃疾となった場合、この交通遺児を養育する者に手当を支給するというものです。

なお、父母の廃疾の程度については、自賠法でいう三級(片腕又は片足がないか、あっても全々使えないもの、両足の足指を全部失った者、片眼を失明し、もう片方の視力が〇、一以下の者)以上となつています。

この手当の支給を受けるには、町長の認定が必要です。そのためには、障害程度の判る医師の診断書及び交通事故証明書(警察署長の証明)を申請書につけていただくこととなります。その際、印かんが必要で。

手当の受給は、遺児手当受給資格者に認定されますと、認定月から支給されます。支給月は年三回で七月、十一月、三月に支給月を含めた前四ヶ月分がもらえます。

また、受給資格者が次に該当する場合は、支給停止されます。

①交通遺児の保護者がなくなったとき

②横芝町に住居登録がなくなったとき

③養育している交通遺児が死亡したとき

④養育している交通遺児が義務教育を終ったとき

⑤養育する交通遺児が養子縁組により養子となったとき

⑥

### 便利になつた横芝駅 急行と快速が停車

(三月十日から)

横芝駅に三月十日から三往復の急行列車と一往復の快速列車が停車することになりました。

急行停車は、横芝町、光町、蓮沼村等当駅周辺町村の開発にともなつて見込まれる乗降客の増加や横芝駅利用対象者の利便を考慮しての各方面からの要望があり、実施されたものです。実現に当つては、横芝町、光町、蓮沼村の三町村で、急行等停車促進期成同盟会を結成、再三に亘り国鉄当局にお願

いし、今回この要望が認められまし。横芝駅の急行および快速列車の停車時刻は次のとおりです。

上り				下り			
快速	急行	急行	急行	駅名	急行	急行	快速
	11.19			発国	8.44		
		16.49	19.24	着葉	9.23	12.34	
	10.25	16.08	18.44	着登	9.24	12.35	18.06
8.10	10.22	16.07	18.42	着芝	10.17	13.25	19.02
7.12	9.33	15.20	17.53	着横	10.34	13.45	19.19
6.54	9.17	15.00	17.34	着旭	10.54	14.06	19.43
6.34	8.52	14.38	17.10	着蓮			
				着休			
				着日			

⑥父又は母である保護者が婚姻(事実婚を含む)したとき。尚、くわしくは、役場福祉保健課にお問合せ下さい。

### 中卒者の交通共済

三月中に申込みを

今春三月に中学校を卒業する方は、三月三十一日迄に交通災害共済の契約が出来ます。更に加入する方は三月三十一日迄に役場総務課へ三百円を持参し申出て下さい。

### し尿収集手数料改正

基本料

年額一、五百円(一戸当り)

人員割一人の場合月額二百円

二人の場合月額五百円、三人

以上の場合一人につき二百七十円を加算

納期 四・九・十二月

人数の基準 四月一日、八月一日

十二月一日の住民登録人数

従量制 二百リットルまで二百円

二百リットル以上は十リットル

増すごとに九十円加算

納期 六・八・十・十二・二・三

月

### 学年末の 少年非行防止

(千葉県警)

中学生や高校生にとって、三月四月はいろいろな意味で、負担を感じる時期です。この時期には、入学試験や進級あるいは就職などがあり、少年たちにとっては、そのどれもが重大ですが、成長するために乗り越えてゆかねばならないひとつの山でもあります。それだけに少年たちは極端な緊張や不安を覚えます。自分の目的が達成されたときには、強い安堵感や解

放感を、また達成されなかったときには深い失望感を味わうのです。このため、少年達は情緒的にバランスを欠きやすく、その結果としてささいな原因や動機が導火線となつて、思わぬ非行などの問題を起こすこととなります。たとえば、この時期には、

○生徒間または他校生間の勢力争いからむ暴力的非行事案。  
○生徒の教師に対する不祥事案。  
○不良少年のたまり場を根城とする集団非行事案。  
○暴走族集団による対立抗争事案  
○家出、不純異性交遊、シンナーなど有機溶剤の乱用事案。などの各種の非行、不良行為が多くなります。こうしたことから、この期間警察では不安定な環境にある少年たちの非行を防ぎ、誤りなく過ごさせるとともに、明るく前進させることを目的として、補導活動を強化いたします。

少年を持つ保護者はもちろんのこと、学校、地域社会のみならず、少年たちにとっては人生の岐路ともいえるこの大切な時期をじゅうぶんにご理解していただき、問題事案が発生しないように、見守ってほしいと思います。

警察では、三月二十日から四月二十日までの一ヶ月間を補導活動期間として、これまでの事例などを踏まえて、積極的に街頭での補導活動を進めます。